

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.167 October 2016

Contents

投資情報

外商投資企業の設立・変更を届出管理に 2

税務情報

10月1日から化粧品に係る消費税の取り扱いを変更
～デロイト中国発行「Tax NewsFlash」～ 5

会計情報

中国子会社における法定決算留意事項 7

中国業務に関する主なお問合せ先 10

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

投資情報 外商投資企業の設立・変更を届出管理に

2016年10月8日、中国の商務部は「外商投資企業の設立及び変更における届出管理に関する暫定弁法」(商務部令〔2016〕3号、以下“本暫定弁法”と表記)を公布し、同日施行しました。これにより、外商投資企業の設立と変更は、政府が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない場合、従来の商務部門等による審査・認可を経ることなく、指定オンラインシステムによる関連資料の届出(中国語で「備案」)のみで行えるようになりました。また、届出のタイミングについては、設立の届出の場合は、企業名称の事前審査を受け許可された後、または営業許可証受領後30日以内、変更の届出の場合は、変更事項発生後30日以内と規定されています。

本暫定弁法は、先月、全国人民代表大会において外商投資関連法規(「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」等)の改正が承認されたことを受け、公布されたものです。なお、当該外商投資関連法規の改正を受け、外商投資企業の設立や変更につき、国家発展改革委員会や国家工商行政管理総局(工商総局)なども関連通達を公布しました。以下、本暫定弁法とこれらの通達の関連規定について簡単に整理するとともに、届出管理上の留意点をまとめます。

ほか、商務部は本暫定弁法公布に先立ち、意見募集稿を公表しパブリックコメントを募集していました。具体的な届出手続きはほぼ意見募集稿を踏襲した形となっており、その詳細は先月号¹をご参照ください。

1. 外商投資企業の設立等の手続き

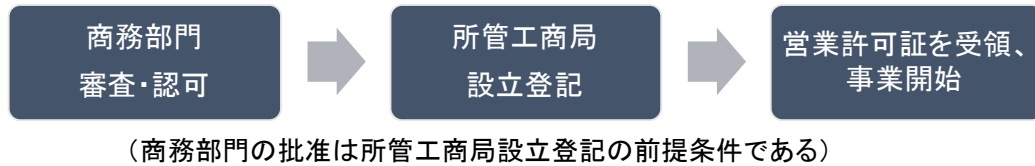
2016年9月30日、工商総局は「外商投資企業に対して届出管理実行後の関連登記・登録業務の適切な遂行に関する通達」(工商企注字〔2016〕189号、以下“本通達”と表記)を公布しました。外商投資企業の設立と変更について、政府が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない場合は、商務部門の審査・認可を前提とせず、所管工商局がその登記登録を直接受理できるようになりました。

外商投資の誘致政策を実施して以来、中国政府は30年間にわたり海外投資家が中国で投資を行うことの可否につきプロジェクトごとに慎重な審査を行ってきました。海外投資家が中国で投資し事業開始するまで、まず投資プロジェクトにつき所管国家発展改革委員会の審査・認可を受け、さらに設立可否等につき商務部門による審査・認可を経てから初めて所管工商局で設立等の登記を行い、営業許可証を受領し、営業を開始できるようになっていました。このため海外投資家は、審査・認可を受けるために多大な時間やエネルギー、費用等を費やし、なかには、事業構想から、事業開始するまで時間がかかり過ぎ、投資を断念したり、商機を逃してしまったりする投資家もありました。本暫定弁法と本通達の公布により、外商投資企業の設立等について、商務部門の審査・認可が不要な案件は直接所管工商局で営業登記等を行い、営業許可証を入手してから30日以内に関連資料を商務部のオンラインシステム(正式名は外商投資統合管理システム)経由で届出を行えばよいこととなりました。よって外商投資企業の設立等に関する行政手続きが簡素になり、外商投資を行いやすい環境が整いつつあります。

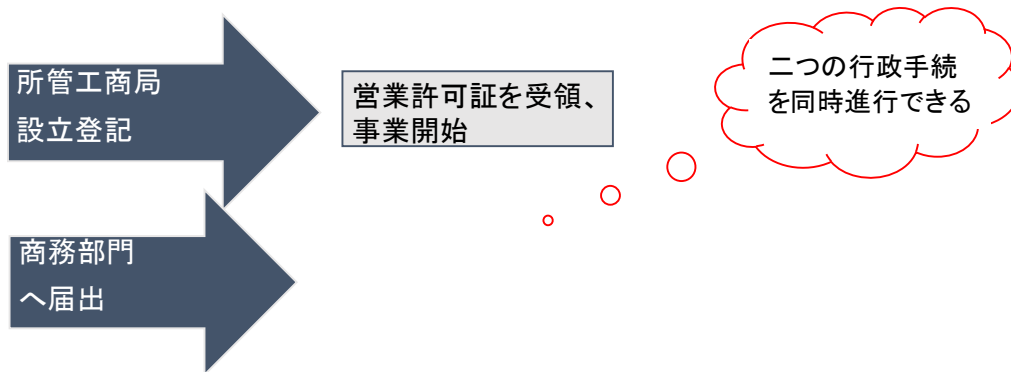
¹ デロイト トーマツ チャイナ ニュース(2016年9月号) <http://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/international-business-support/articles/gbs/tcnvol166-toushijyouhou.html>

【イメージ図:外商投資企業の設立等に関する行政手続】

【従前】



【本暫定弁法施行後】



2. 外商投資参入特別管理措置の分野とは

本暫定弁法によると、国家が規定する外商投資参入特別管理措置の分野に該当しない外商投資企業の設立及び変更が届出管理の対象とされます。「外商投資参入特別管理措置の分野」については、国家発展改革委員会と商務部の連名で公布された「公告 2016 年第 22 号」において明確化されています。すなわち、「外商投資産業指導目録(2015 年改訂)」の制限類、禁止類、及び奨励類における持分比率・高級管理者に関する要求のあるものは、その投資金額と投資形態(新設または M&A 等)に関わらず、設立や変更等に際し従来通り審査・認可を受ける必要があるとされません。

3. 届出対象事項

本暫定弁法によると、外商投資企業の設立及び変更は届出対象事項となります。しかし、外商投資企業の買収や組織再編等により外商投資企業の設立及び変更を行う場合は本暫定弁法は適用されず、従来の審査制度を適用します。具体的には、

- 国内企業への追加出資等により外商投資者が国内非外商投資企業を買収する場合
この場合には、「外国投資者による国内企業を買収に関する規定」(商務部令 2009 年第 6 号)に準拠するとされる。
- 国内非外商投資企業のうち、上場企業を買収する場合
この際「外国投資者による上場企業への戦略投資の管理弁法」(商務部、証監会、税務総局、工商総局、外貨管理局令 2005 年第 28 号)に従うとされる。

また、外国投資者が国内非外商投資企業を買収後、その外商投資企業に発生した変更事項については届出管理対象となります。

なお、本暫定弁法において、持分等の変更は変更届出事項と規定されていますが、外商投資の上場会社や全国中小企業株式譲渡システムに登録されている会社については、例外的に、外国投資者による持分比率の変動が累計 5%を超えた場合、または相対的な支配地位に変更があった場合のみ、当局への届出が必要となります。

4. 適用対象

本暫定弁法の適用対象は中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業並びに外商投資株式会社を含みます。また、同弁法 32 条に従い、投資類外商投資企業、例えば投資性企業、創業投資企業も外国投資者と見なされ、本暫定弁法の適用対象となります。

5. 当局による監督事項

届出管理の導入と同時に、当局は事後管理監督を強化することとなり、以下の事項につき外商投資企業及びその投資者に対して監督検査を行うとされています。

- 本暫定弁法に従い届出手続を行ったか
- 届出情報は真実で、正確で、完全であるか
- 国家が規定する外商投資参入特別管理措置の投資禁止分野で投資・経営を行っていないか
- 審査・認可を受けずに国家が規定する外商投資参入特別管理措置の投資制限分野で投資・経営を行っていないか
- 国家安全審査に抵触する状況が存在していないか
- 「届出受領書」を偽造・改ざん・貸出・借用・譲渡していないか
- 商務部門による行政処罰の決定を履行しているか

6. その他注意点

- 合併・会社分割・減資等の事項につき、関連法規により公告する必要がある場合、届出手続を行う際に法に基づく公告手続の進行状況を説明する必要がある。
- 届出資料の原文は外国語の場合、中国語翻訳を合わせて提出する必要がある。

以上、外商投資企業の設立及び変更につき、届出管理が施行されることにより、行政手続が大幅に簡素化され、企業負担が大幅に軽減されることが期待できます。今後も、「外商投資産業指導目録」等を含む、外商投資関連の法律規定が改訂されると予想されますので、当局の動向に留意する必要があります。

税務情報

10月1日から化粧品に係る消費税の取り扱いを変更 ～デロイト中国発行「Tax NewsFlash」～

2016年9月30日、財政部および国家税務総局は財税[2016]103号の通達(以下、103号通達)を公布した。当該通達に基づき、2016年10月1日から、非高級美容、メーキャップ化粧品は消費税の課税対象外となり、課税対象となる化粧品の消費税率も15%に引き下げられる。

新政策の概要

課税範囲—103号通達により、非高級美容、メーキャップ化粧品は消費税の課税対象外となり、課税対象項目の名称も“化粧品”から“高級化粧品”に変更される。具体的には、以下のものが課税範囲に含まれる。

- 高級美容、メーキャップ化粧品
- 高級スキンケア化粧品
- セット化粧品

“高級”化粧品はその価格に基づいて定義され、生産(輸入)段階の販売(課税)価格(増値税を含まない)が10元/ml(g)または15元/個(枚)以上の化粧品を指す。

税率—課税対象となる化粧品の消費税率は従来の30%から15%に引き下げられる。

輸入税—関連部門が同時に公布した通達により、化粧品に対する輸入段階の消費税の取扱いも変更される。

2016年9月30日に公布された税関総署公告2016年第55号では、輸入化粧品の第一および第二法定計量単位と申告の要求について規定している。今回の政策の変更により、消費税の納付が必要となる輸入化粧品は10桁のHSコードの27品目となる。

郵送物品または携行物品として自己使用目的で中国に輸入される物品(“進境物品”)には、関税、増値税および消費税を併せて徴収する総合輸入税が課される。国务院関税規則委員会は、60%の総合輸入税率が適用される《進境物品輸入税率表》の税目3にある“化粧品”の名称を、消費税の課税範囲に合わせて“高級化粧品”に変更した。これにより、非高級化粧品には30%(同税率表の税目2)の総合輸入税率が適用されるようになる。

デロイト中国のコメント

消費税制度の整備は、第13次5か年計画における財税体制改革の重要任務の一つとされている。近年、消費税の改革措置が講じられるとの観測は常にあり、今回の化粧品に係る新政策の公布も予想されていたもので、消費の合理化を図るといふ中国政府の意図が反映されている。

今後、消費税の課税範囲、課税段階、税率等についてもさらに変更される可能性があり、高エネルギー消費、高汚染および一部の高級消費品が消費税の主な課税対象となるだろう。

今回の消費税政策の変更は、化粧品業界に大きな影響を与える。

美容、メーキャップ化粧品—非高級化粧品には消費税が課されなくなり、高級化粧品に適用される消費税率も半減することから、美容、メーキャップ化粧品の全体的なコストは低減すると見込まれる。

スキンケア用品—高級スキンケア化粧品は従来から消費税の課税範囲に含まれていたが、具体的な課税範囲が明確ではなかったため、実務上は多くのスキンケア化粧品に対して消費税が課されていなかった。今回、高級スキンケア化粧品の範囲が明確になったことから、消費税の課税対象となるスキンケア用品の範囲は広がることになるだろう。

下表は一部の典型的な化粧品の消費税率の変化を列挙したものである。

税率の変化	例示	
	種類	具体的商品
30%→15%	香水	香水(30ml)、生産(輸入)段階の増値税抜きの販売価格(課税価格)が300元以上
	リップメーカー化粧品	口紅(3g)、生産(輸入)段階の増値税抜きの販売価格(課税価格)が30元以上
	アイメーカー化粧品	マスカラ(8g)、生産(輸入)段階の増値税抜きの販売価格(課税価格)が80元以上
	マニキュア、ペディキュア化粧品	ネイルポリッシュ(15ml)、生産(輸入)段階の増値税抜きの販売価格(課税価格)が150元以上
ゼロ→15%*	スキンケア用品	フェイシャルマスク(10枚)、生産(輸入)段階の増値税抜きの販売価格(課税価格)が150元以上

*従来は消費税を課されていないと仮定。

消費税は企業のコストに直接的な影響を与えるため、影響を受ける企業は、例えば次のような対応をする必要がある。

- コストおよび販売の観点から、政策の変更による影響を評価する。企業の商品構成によって、政策の変更はコストの低減にも増大にもつながる可能性があるため、企業は政策の変更による影響を商品の小売価格に反映させるか否か、どのように反映させるかを慎重に検討しなければならない。
- 輸入段階の消費税は税関が徴収するが、HSコードや法定計量単位等の申告に関する要求にも変更があるため、企業はサプライヤーおよび輸入部門または代理人と協力し、輸入化粧品の申告が正しく行われるようにしなければならない。
- 政策の変更後、輸入化粧品は税関の重点的な審査(特に価格審査)の対象になると予測される。企業は関税評価の観点から、化粧品の輸入価格の合理性をレビューする必要がある。特に、新しい政策の下で、価格が消費税の課税対象となる基準に満たない化粧品は価格の調整を受ける可能性がある点に留意しなければならない。
- 価格が課税対象となるか否かの基準となる水準に近い化粧品については、コンプライアンスを確保する前提で、コストの最適化を図るためにサプライチェーンを変更する余地があるか否かを検討する。

企業は従来の政策から新しい政策への移行期に生じ得る税務問題(例えば、以前に販売された商品の返品、交換に係る税務処理等)についても留意する必要がある。

会計情報

中国子会社における法定決算留意事項

1. はじめに

中国では 10 月初旬の国慶節休暇も終わり、日系企業の中国子会社各社においても、現地監査人による期中監査が始まるとともに、12 月末の法定決算の準備にとりかかる時期となりました。今回は、日系企業中国子会社が、この時期に、2016 年度の法定決算に際して、事前に準備、検討すべきと思われる事項について解説します。なお、文章中の意見にわたる部分については、執筆者の私見が含まれることをお断りいたします。

2. 中国の会計基準の動向

中国の会計基準については、現在も、新企業会計準則体系(「新準則」)と旧企業会計準則(「旧準則」)の二種類の会計基準体系が並存しています。周知のとおり、新企業会計準則は国際財務報告基準(IFRS)の内容を大幅に取り入れた会計基準であり、旧企業会計準則体系は、それ以前の伝統的な会計基準です。当期 2016 年度において、この二つの会計基準体系において、新規に適用される会計準則、改訂準則、通達等で重要なものはありませんが、ここでこの数年の状況及び今後の展望を確認したいと思います。

(1) 新準則の改訂状況

2014 年に中国の会計基準設定主体である財政部は、相次いで 5 つの改訂具体準則及び 3 つの新規具体準則を公表しました。これらの準則の改訂・新設は、概ね、近年の IFRS の改訂にキャッチアップするためのものであり、2014 年 7 月から施行されています。改訂・新設された各具体準則の概要、詳細につきましては、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.143」(2014 年 10 月号)等のバックナンバーをご参照ください。

また、2016 年に入っても、引き続き新たな個別準則、改訂準則の公開草案が公表されていますが、2016 年 9 月末現在でこれらは公開草案の段階であり、また、適用時期も 2018 年度以降となっているため、2016 年度の決算に新規に適用されるものではありません。

2014 年から最近に至るまでの新準則の新規制定、改訂の状況(公開草案を含む)をまとめると次のとおりです。

改訂新準則	対応する IFRS	公表日	施行日
(改訂) 第 2 号—長期持分投資	IAS27 号、IAS28 号	2014 年 3 月	2014 年 7 月 1 日
(改訂) 第 9 号—従業員給付	IAS19 号	2014 年 1 月	2014 年 7 月 1 日
(改訂) 第 30 号—財務諸表の表示	IAS1 号	2014 年 1 月	2014 年 7 月 1 日
(改訂) 第 33 号—連結財務諸表	IFRS10 号	2014 年 2 月	2014 年 7 月 1 日
(改訂) 第 37 号—金融商品の表示	IFRS7 号、IAS32 号	2014 年 6 月	2014 年 7 月 1 日
【新設】第 39 号—公正価値測定	IFRS13 号	2014 年 1 月	2014 年 7 月 1 日
【新設】第 40 号—共同支配の取決め	IFRS11 号	2014 年 2 月	2014 年 7 月 1 日
【新設】第 41 号—他の企業への関与の開示	IFRS12 号	2014 年 3 月	2014 年 7 月 1 日
【公開草案】第 14 号—収益(改訂)	IFRS15 号	2015 年 12 月	2018 年 1 月 1 日
【公開草案】第 22 号—金融商品の認識及び測定(改訂)	IFRS9 号	2016 年 8 月	未定
【公開草案】第 23 号—金融商品の移転(改訂)	IFRS9 号	2016 年 8 月	未定
【公開草案】第 24 号—ヘッジ取引(改訂)	IFRS9 号	2016 年 8 月	未定
【公開草案】第 16 号—政府補助金(改訂)	IAS20 号	2016 年 8 月	未定
【公開草案】第 X 号—売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業(新設)	IFRS5 号	2016 年 8 月	未定

その他、財政部が公表している会計基準の解釈指針として企業会計基準解釈がありますが、2015 年末には「企業会計準則解釈第 7 号」(「解釈第 7 号」)、「企業会計準則解釈第 8 号」(「解釈第 8 号」)が公表され、解釈第 7 号は 2015 年度決算から、解釈第 8 号は 2016 年度から適用されています。解釈第 7 号は、2014 年の新準則の改訂を受けて、第三者の持分取得により支配を喪失した場合の会計処理等について実務上の留意点を示したものであり、解釈第 8 号は商業銀行における理財商品の会計処理等についての指針を示したものとなっています。これらの詳細については、「デロイトトーマツ チャイナ ニュース Vol.158(2016 年 1 月)」をご参照ください。

(2) 旧準則の状況

中国財政部は、2015 年 2 月に財会[2015]3 号「廃止及び失効する若干の会計準則制度規範性文件目録の公布に関する通知」を公表し、旧準則体系の一部である旧準則の具体準則をすべて廃止しています。従来、広い意味で「旧準則」と言った場合、「企業会計制度」と旧「企業会計準則」が合わさって一つの会計基準を構成したものを指していましたが、今回、そのうちの旧準則が廃止されたことになりましたが、旧準則体系で会計処理要領として機能していた「企業会計制度」(財会 2000 年第 25 号、財政部 2000 年 12 月 29 日公表)は依然として有効であり、実質的に旧準則体系による財務諸表の作成、開示は可能と理解されています。詳細については、「デロイトトーマツ チャイナ ニュース Vol.151(2015 年 6 月)」をご参照ください。

3. その他の留意事項

(1) 増値税改革

「デロイトトーマツ チャイナ ニュース Vol.161(2016 年 4 月号)」等においてご紹介のとおり、中国財政部および中国国家税務総局は 2016 年 3 月 23 日付で、新たに増値税改革試験の対象となる建築業、不動産業、金融業および生活サービス業に係る増値税の具体的な取扱い等について規定した「営業税に代えて増値税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36 号)(「36 号通達」)を公布し、これにより営業税が廃止され、2016 年 5 月 1 日から従来は営業税の課税対象であった業種もすべて増値税の課税対象に移行しました。これに関する会計処理の変更に関しては、現在、財政部から「増値税の会計処理に関する規定(意見募集稿)」(財弁会 2016 年第 27 号)が公表されていますが、現時点で未確定となっています。当該規定に関しては、次号以降のデロイトトーマツチャイナニュースで取り上げる予定です。

(2) 会計保管文書管理弁法の改正

2015 年 12 月に中国財政部、国家档案局により会計保管文書管理弁法が改正され、2016 年 1 月から施行されています。これによる会計処理への影響はありませんが、電子形式による会計文書の保管のための要件が明らかにされたと同時に、多くの会計保管文書の保管期限が、従来の 15 年から 30 年に延長されているため、留意が必要です。詳細については、「デロイトトーマツ チャイナ ニュース Vol.159」(2016 年 2 月)をご参照ください。

4. 決算監査上の留意事項

(1) 固定資産の減損

中国経済が引き続き低迷している中、中国子会社の業績が悪化している場合、あるいは事業再編等を検討している場合、当該子会社において固定資産の減損の兆候が生じていないか留意する必要があります。仮に、減損の兆候が生じている場合には、早めに減損損失の測定を実施し、影響額を把握しておくことが望ましいと考えられます。特に以下のような状況が生じている場合には注意が必要です。

- 保有する資産の市場価格が大幅に下落している
- 経営環境に大きな変化が生じ、会社に著しく不利な影響をもたらす可能性がある
- 資産の陳腐化、遊休状態が生じている
- 営業赤字が継続している、あるいは当期の業績が計画を大きく下回っている

中国子会社において、減損の検討を行う際は、特に次の 2 点について注意が必要です。

- ① 新準則第 8 号「資産の減損」においては、日本基準(「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日))に定められているような、割引前の将来キャッシュ・フローによるテストというステップがありません。したがって、減損の兆候が生じている場合には、直接、割引後の将来キャッシュ・フローを見積もり、これを基に減損損失を測定するため、日本基準より減損損失が発生しやすい基準となっていることに留意する必要があります。なお、このような減損テストのステップは、IAS 第 36 号「資産の減損」(以下、「IAS 第 36 号」と表記)と同様のものです。
- ② 減損損失の測定に用いられる割引率について、新準則第 8 号「資産の減損」において、「割引率は、現在の市場における貨幣の時間的価値及び当該資産固有のリスクを反映させた税引前の利率である。当該割引率は、企業が資産を購入または投資する際に、要求される期待収益率である」と規定されています。当該規定についても IAS 第 36 号と同趣旨のものと考えられますが、実務上は、中国現地での同種事業、同種資産に対する投資に期待される加重平均資本コスト(WACC)を割引率として採用することが求められると考えられています。したがって、専門家を利用して割引率を算出した結果、人民元の時間

的価値や中国における同種事業、同種資産の期待収益率を反映し、日本の親会社が想定しているより高い割引率が算出されるケースが散見されます。割引率が想定より高い場合には、結果として計算された減損損失の金額も予想以上に大きくなる事態が生じる点に留意が必要です。

(2) 継続企業の前提に関する検討

近年のように中国における経営環境が悪化しているような場合、日本の親会社において、中国子会社の採算性が悪化していることを理由として、中国子会社の清算、組織再編等を検討しているケースがあります。

これに関して、改訂新準則第30号「財務諸表の表示」(「改訂30号準則」)においては、「財務諸表を作成する過程において、企業経営者は、全ての入手可能な情報を利用し、少なくとも報告期間の期末から12か月間の企業の継続企業としての存続能力を評価しなければならない」とされています。このように経営者に対して継続企業の前提についての評価を求める規定は従来からもありましたが、改訂30号準則では一層、強調されています。したがって、法定決算監査において、業績が悪化している会社、撤退・組織再編を検討している会社に関しては、法定監査の会計監査人(中国公認会計士)から、当該中国子会社の事業継続の意思、能力に関して、経営者による説明を求められるケースが予想されます。特に、営業赤字が継続し多額の欠損を抱える会社は、次の2点について、会計監査人から要求されるケースがありますので、事前に、会計監査人と協議を進めることが望ましいと考えます。

- ① 中長期経営計画と翌期における資金計画の提示とその内容の説明
- ② 親会社が期末日以降、少なくとも期末から12か月間、当該子会社の財政的支援を行うことを表明した財政支援書(Letter of Financial Support)の提出

(3) 期末決算・監査日程の確認

中国企業の決算年度は暦年と法定されているため、年明けの1月から3月にかけて年度決算及び会計監査がピークを迎えます。その一方で、中国ではその期間に旧暦正月休暇(春節休暇)があるため、決算・監査日程に影響するケースがあります。2017年の春節は1月28日(土曜日)であり、大部分の中国の会社では1月27日(金曜日)から2月2日(木曜日)までが7連休となることが予想されますので、この休暇を考慮した決算日程の策定が必要となります。事前に中国子会社の経理責任者と決算・監査日程について情報交換を行い、親会社の方で子会社の決算の進捗状況を確認することが望ましいと考えます。

以上、中国子会社の年度決算に際し、特に留意すべきと思われる点について言及しました。これらの事項は、年度決算開始後に検討する場合には、期末後に決算数値が大きく変動したり、子会社の決算数値の確定が大幅に遅れる事態を招く可能性もあるため、事前に中国子会社の経理担当者等と協議し、早めの対策を講じることが望ましいと考えます。

【中国子会社における法定決算留意事項のポイント】

1. 旧準則を採用している会社は、旧準則が廃止される一方で、「企業会計制度」は引き続き有効とされているため、事前に、対応を担当会計士と協議する必要がある。
2. 中国経済の減速等による中国子会社への影響を把握する。特に、次の2点について前倒しの対応を行う。
 - 固定資産の減損の検討(将来キャッシュフローの見積り、割引率の決定等)
 - 継続企業の前提の疑義への対応(将来計画、財政支援書の準備等)
3. 決算日程等について、子会社と具体的な打ち合わせを行う(春節休暇は1月27日~2月2日と予想される)。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修: デロイトトーマツ合同会社 小林 信虹、西村 美香 デロイトトーマツ税理士法人 大久保 恵美子、DT弁護士
法人 鄭林根
執筆協力: デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 健維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

厦門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square, Apartment H-N
43-53A Av. do Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
中川 正行 / 松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310-6206/ Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790-8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC